

「松島湾エリア観光コンテンツカスタマイズ・観光ガイド育成業務」質問回答書

No.	質問事項	回答事項
1	業務内容(1)「体験型化など観光コンテンツのカスタマイズ」の中で、「商品として販売可能なものに再設計等を行う」とありますが、販売方法については制限や指定がありますか？(コンテンツを保有する事業者が直接販売活動をしなくてはならない、募集型のバスツアーを想定した販売方法でなくてはならない、など。)	観光コンテンツの販売方法については、制限や指定はございません。
2	(2)「ツーリズムとしての活用及び実証」の中で、「首都圏等からのシニア層(50代以上)を対象とした募集型(一般募集)を想定したツアー内容」とありますが、「首都圏等からのシニア層が首都圏から宮城県までバスで移動してくる募集型のバスツアーを造成する」という前提での実証でしょうか(バスツアーとしての実証を行う)。それとも、首都圏等からシニア層がどのような募集型ツアーなら参加したいのかを実証する(バスツアーありきではなく、仙台に集合してからバスツアーや、バスは一部の行程しか使用せず公共交通機関も含める、など)のでしょうか。	ツアー実証については、バスツアー及び鉄道等公共交通を組み合わせることを想定しています。その場合の起点は首都圏、仙台地方振興事務所管内14市町村のいずれも可とします。
3	同様に、首都圏等からのシニア層(50代以上)を対象とした募集型(一般募集)を想定したツアーを実施する場合、何人の参加者での実証を想定していますか。異なるルートで2回ということと、宿泊は松島町内とのことなので、1泊2日で2ルートの実証をするという理解でよいでしょうか。また、松島町内での宿泊とのことですが、宿泊先の宿の指定はあるのでしょうか。	参加人数(募集人数)及び宿泊施設の具体的指定については、仕様上の明確な定めはありません。そのため、首都圏のシニア層(50代以上)の関心分野・旅行スタイル、収益性、実証としての有効性等を踏まえ、適切な規模及び宿泊施設をご提案下さい。
4	複数事業者による提案も可能とのことですが、事業協同組合としての申請は可能でしょうか。組合員として複数事業者が加入・在籍している場合、事業協同組合が単独で提案をすることになりますでしょうか。それとも、事業協同組合と組合に加入している事業者が複数で連携をするということになりますでしょうか。	事業協同組合による参加申込は可能です。なお、企画提案を事業協同組合がする場合においては、構成員がプレゼンテーションに参加できます。(ただし、1企画提案者につき2人以内)。